

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社樹が開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「事業所」という)が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師又介護福祉士・介護職員初任者研修・1級2級ヘルパー(訪問介護研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し適切な定期・随時訪問介護看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業所の訪問介護員等は、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 メディケアサービス いつき
- 二 所在地 久留米市通町103番地15

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 オペレーターに従事するもの 5名以上
- 三 訪問介護看護従業者 9名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休とする
- 二 営業時間 24時間とする

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料等)

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合の額によるものとする。
(*厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)
定期巡回サービス・随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものである。

2(料金表)

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(一体型)	
	訪問看護サービスを行う場合	訪問看護サービスを行わない場合
要介護1	8,146円	5,697円

要介護2	12,725円	10,168円
要介護3	19,425円	16,883円
要介護4	23,945円	21,357円
要介護5	29,009円	25,829円

- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 事業所から片道概ね10km未満 0円
 - 二 10kmを超えた場合、以後1km毎に100円加算する。
(この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、久留米市とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修
- 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に定める。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、利用者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第10条 事業所は利用者の個別具体的なケースにより必要に応じて合鍵を預かることとする。なお、合鍵を預からずにキーボックスを利用者宅の玄関等に設置する。
事業所が利用者宅の合鍵を紛失した場合、紛失した元となる側の交換を事業所側の費用負担にて行い、事故報告書を提出する。

付則

この規定は、令和4年10月1日から施行する。